

# 「しながわシティラボ」事業実施要綱

制定 令和8年3月16日 区長決定 要綱第16号

## (目的)

第1条 この要綱は、区をフィールドとした社会実装を目指す提案を企業、団体または大学等（以下「企業等」という。）から募集し、社会課題の解決に資する技術やノウハウ、アイデア等の提案を随時受け付け、社会実験の場等を提供することで、新たなソリューションを創出するとともに、行政および企業等における双方向の連携を推進することを目的として行う「しながわシティラボ」事業の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (受付方法)

第2条 区は、区と企業等との連携を強化するため、専用ホームページを開設することにより産学官連携のプラットフォームを構築し、当該ホームページにおいて企業等からの提案を受け付ける。

2 企業等からの提案区分は次の各号に定めるものとし、それぞれ当該各号に定める内容の提案を募集する。

(1) 課題解決型 区の各部署が抱える社会課題に対して解決のための提案を募る。なお、課題については各部署から企画経営部企画課が随時受け付け、専用ホームページで発信することとする。

(2) 実証実験提案型 テーマを限定せず、区をフィールドとした社会課題解決のための提案を募る。

3 提案を受け付けた内容については、企画経営部企画課から区所管部署あてに通知する。

## (実施の判断)

第3条 区は、実証実験の実施にあたり、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に規定する事項を基準として総合的に判断する。

(1) 課題解決：提案者のノウハウ等の活用が区の行政課題等の解決に資すること。

(2) 実施による効果：区民サービスおよび行政事務の効率的な実施または質の向上に資すること。

(3) 実施形態：提案者および区双方にメリットのある形で事業を実施できること。

## (目標とKPIの設定)

第4条 実証実験を行う企業等は、区と協議し、地域の実情を踏まえたローカルな視点と、外部環境の変化をとらえたグローバルな視点により、目標を設定のうえKPI（成果指標；Key Performance Indicators）を設定し、当該実証実験を実施するものとする。

(費用負担)

第5条 実証実験実施にかかる費用は提案者の負担とする。ただし、区が契約および支出することが適切な費用については、予算の範囲内で区の負担とすることができる。

(継続実施の判断)

第6条 区は、実証実験期間終了後の事業継続実施について、第4条で設定したKPIの達成状況等の定量的な観点と定性的な観点から総合的に判断する。事業を継続的に実施する場合は、振り返りの結果を踏まえた改善策を検討し、より効率的、効果的、持続的な事業の実現を図ることで、官民連携の好循環を作り出していくこととする。なお、区の費用負担が生じる場合には、地方自治法や品川区の契約関係規程に則り、適切な手続きで進めていく。

(委任)

第7条 この要綱に定めのない事項については、企画経営部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。